

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月30日（木）午後2時00分から午後2時45分

2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	白石勝敏	
	2番	吉永安圭美	
	3番	平野英明	
	5番	萩本一浩	
	7番	深田 智	
	8番	高野康喜	
	職務代理者	9番	内田孝光
		10番	有馬日夫
11番		門田静子	
12番		森本 健	
13番		中野敏憲	
職務代理者	14番	松本秀昭	
	16番	本田友治	
	17番	松田林一	
	18番	倉井正治	
	19番	吉田寛実	

4. 欠席委員（3人）

4番	橋本一郎
6番	中村和人
15番	木村秀子

5. 出席推進委員（23人）

吉田和功
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
有村敏之
杉本秀雄
瀬本浩和
宮本光治郎

高橋 豊
上原 誠
福間定一
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第14号 農地法第3条（委員会）について
第2 議案第15号 農地法第4条（知事）について
第3 議案第16号 農地法第5条（知事）について
第4 議案第17号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
について
第5 議案第18号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地
中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について
第6 議案第19号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長 泉 宜孝
主幹兼係長 宮野 優
参事 橋本周斉
主事 桑野 直
主事 平川祥子
主事 北村有希

8. 会議の概要

事務局長

それでは、総会を始めさせていただきます。
先月の総会に引き続きまして、今回も農業委員、推進委員全員出席の形式を取らせていただきました。
しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の拡大防止を講じるために、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に際し、注意事項を申し上げます。
御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で、着座にて、御発言をよろしく申し上げます。
総会時間の短縮や、議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言させていただきます。
以上、委員の皆様方には、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。
それでは、ただ今から6月の総会を開会したいと思います。
本日は、日奈久の橋本委員、金剛の木村委員、坂本の中村委員からは、欠席の連

絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。宜しくお願い致します。

議 長

皆さん、こんにちは。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い致します。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

5番 萩本一浩委員、7番 深田 智委員にお願い致します。

議 長

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件、贈与による取得が1件ありました。

地目は、田3,345平方メートル、畑832平方メートル、計4,177平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、3番の案件につきましては、〇〇推進委員が申請人ですので、最初に審議致します。八代市農業委員会会議規則第16条の規定により、この案件の審議が終わるまで、〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇推進委員退席)

議 長

では、最初に3番の説明を、担当委員さんから説明をお願いします。

7 番

千丁の深田です。申請番号3番について説明します。

先日、地元の推進委員さんと、現地の確認をしております。

まず、申請地ですが、申請地は千丁町〇〇〇地区にありますスポーツセンター、私達は「〇グラウンド」と言っております、そこから〇の方へ約△△△メートル位行ったところになります。譲渡人は現在、県外に住んでおられますので、管理ができないとのことで、この話が持ち上がったようでございます。遊休農地になりかねなかったもので、私たちも、大変喜んでおるところでございます。

審議、よろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。ここで〇〇推進委員の退席を解きます。

(〇〇推進委員入室)

議 長

それでは、審議を再開します。
議案書の3番以外について、担当委員さんから説明をお願いします。
1番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。申請番号1番と2番を説明します。
1番と2番は、親子でありまして、千丁支所から△△△メートル行った〇の所に八代停車場線があり、それを挟んで〇側と〇側です。
譲渡人は親戚であり、管理もできないという状態で、親子で購入されます。1番が母親で、2番が長男です。
よろしくお願い致します。

議 長

4番、鏡。

推進委員

4番、鏡担当の寺本です。御説明します。
譲渡人、譲受人の方、共に農家の方です。譲受人の方が高齢のため、移転申請です。申請地は、有佐駅通りの宮原町と有佐の〇にあります、〇〇自動車の裏手にあ

ります。申請地は、道路がなくて、譲受人の方でないと、中々受けてもらえないと思いますので、ぜひ、御審議をよろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議 長

議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページから3ページのとおり付議致します。

今月の申請は6件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番及び、2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、3番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するために行われるものであることから、不許可の例外規定に該当し、また無断転用のため土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、4番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当し、また無断転用のため土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、5番の案件は、千丁支所から概ね500メートル以内の区域にある農地の

ため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

最後に、6番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は、古閑下町の〇〇建設の〇側に△△メートル行った所で、現況荒地状態の農地で、ここにアパート1棟を建築したいといった申請になります。何ら、問題はないと思います。

審議、お願いします。

議長

2番、宮地。

推進委員

2番、宮地について説明します。

申請地は、八代市立宮地小学校の〇側△△メートル位にあります。周辺は、住宅化が進んでおり、アパート等が何棟かあります。隣接する場所には「〇〇保育園」が開園予定で、駐車場もまた必要不可欠という形になります。申請地を、今申しました駐車場として利用したいという要望があります。4条を申請しておりますので、審議の方をよろしくお願いします。

議長

3番、龍峯。

12番

先日、推進委員の光永さんと現地説明を聞いてきました。

申請者は、龍峯の〇〇の〇〇〇〇園でございます。申請土地は、国道3号線、〇〇運送の間に挟まれており、令和2年に所有するその土地を造成いたしまして、本日まで使用していた訳でございますが、先ほど言われましたように、申請地が未だに農地ということであり、無断転用であることが判明致しました。

〇〇〇〇園は、熊本はもちろん、冬は奄美大島から、夏は北海道まで、各地の〇を採集する会社でございます。よって、〇〇が何千箱という数でありまして、農業資材も、多種にわたって取りそろえてありますけれども、置く所が狭いということで、この申請になりました。

先程言われました通り、無断転用でございます。始末書も添付してあります。事業計画書も添付してあります。周りは、ずっと田もございませんので、どうか、御審議のほどをよろしくお願い致します。

議 長

4番、日奈久。

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号4番について説明します。

申請地は、日奈久〇〇〇〇〇の近くで、国道3号線から△△メートル〇側に行った場所です。申請者が住宅を改築しようと思って登記簿を調べたら、宅地と思っていた一部が農地のままだったので、転用許可を申請されました。申請地は、道路や住宅に囲まれていて、周辺の農地に影響はないと思います。

よろしく御審議お願いします。

議 長

5番、千丁。

推進委員

千丁支所から△△△メートル行った所に新八代停車場線ができていて、そこに自宅がかかるため、自宅を北側に移転するということで、申請されます。

審議の程を、よろしくお願い致します。

議 長

6番、東陽。

推進委員

東陽地区推進委員の黒田です。申請番号6番について説明を致します。

6月24日、中野委員と申請人で、現地を確認致しました。

この案件の土地は、観光農園を営んでおられる申請人の自宅と農園に隣接した所にあります。現在、申請人は、山菜取り、キャンプ、ブルーベリー収穫、栗拾いなど、年間通じて観光客が絶えない状況で、頑張っておられます。今後は、加工場の設置を予定されており、更に、観光客が増加すると思われ、現在、自宅の敷地内の駐車場も手狭になっておりますので、今回、申請地を駐車場として申請されました。何ら問題はないと思われ、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。
但し、3番の龍峯の案件は、農地転用面積が、3,000平米を超えることから、
県の諮問会議に、許可相当として進達します。

議 長

議案に入ります前に、議案書の差し替えがあるようですので、事務局より説明を
お願いします。

事務局

議案書5ページの申請番号5番を、御覧下さい。

譲渡人の〇〇〇〇氏が、申請書提出後にお亡くなりになりました。現在、相続
登記未了となっておりますが、事務の取扱い上、遺産分割協議書等で相続人を確認
することとなっております。事務局では、〇〇〇〇氏が相続人であることを確認して
おりますので、差替えをお願い致します。差替えの文書がお手元の机上にあるか
と思います。そちらの方と差替えをお願い致します。

議 長

それでは、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局
より説明をお願いします。

事務局

議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページか
ら8ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が10件、賃貸借権が2件、合計の12件で、内容に
つきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番から2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、
許可は可能と判断しました。

次に、3番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に、用途区分されてい
る農地のため、許可は可能と判断しました。

次に、4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許
可は可能と判断しました。

5ページをお願い致します。

次に、5番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね

500メートル以内に、2以上の医療施設、その他の公共施設又は公益的施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願いします。

次に、6番から、7ページ8番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、8番の案件については、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

7ページをお願いします。

次に、9番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、10番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

8ページをお願いします。

次に、11番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、12番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外の規定に該当し、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、土地選定の代替地はなく、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番と2番について説明します。

1番。申請地は、田中町の〇〇〇〇〇〇より〇へ△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況造成済みの荒地状態の農地で、4月の総会で可決された案件

でしたが、譲渡人の〇〇さんは△△△番の△のみの転用許可だけを受けていました。登記簿上では「△△△番の△」と「△△△番の△」に分かれており、△△△番の△は、6.66平米の田として登記されており、今度、2筆を合わせて宅地として再度、転用許可を受けることになりました。何ら、問題はないと思います。

2番。申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇建設の建売住宅で、ここを、譲受人の〇〇さんが購入したいといった申請になります。何ら、問題はないと思います。

審議、お願いします。

議 長

3番、松高。

推進委員

八代・松高地区の鞍本です。申請番号3番について説明します。

6月24日に倉井委員さんと申請地を確認行いました。

事業内容は、借受人の農産物生産出荷法人が、農産物の需給増加により輸送車両の待機場所並びに資材置場が必要となり、申請地を転用許可後、造成する計画です。

申請地は、高島町の住宅街に位置し、東側に倉庫、西側と南側は道路。北側の隣接農地には、一切、排水等の悪影響はないと思われます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

4番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当、吉川です。

4番、5番は太田郷地区、6番、7番は代陽地区なので、続けて説明致します。

6月24日に、有馬委員と確認致しました。

まず、太田郷地区からです。

申請番号4番。

申請地は、東片町△△△番の△で110平方メートルの畑、〇側△△メートルに国道3号線、〇側△△メートルに晩白柚加工所〇〇〇〇会、〇側△△メートル付近に〇〇モータース民間車検工場。当該地の南側は、市道東片町〇号線に接道しており、当該地は、地元〇〇〇ポンプ小屋の〇に隣接しています。

譲渡人は、東片町で農業経営の男性、譲受人は同町内で町内会長の男性。現在の〇〇ポンプ小屋は駐車場がないので、町内会長が土地を取得し、〇〇小屋駐車場として町内会に貸します。造成工事が必要ですが、隣接の畑には問題はないと思われます。

申請番号5番。

申請地は、上日置町の8筆、4,287平方メートル、数年前から農地として耕作していない土地を含みます。〇△△メートルにスーパー〇〇〇〇〇〇〇〇〇八代〇〇店、〇側△△メートル付近に〇〇〇〇、〇側に県道八代停車場線が接道している部分があります。

譲渡人は6名。茨城県小美玉市、神奈川県川崎市、福岡県糸島市、八代市坂本町、八代市妙見町の、いずれも無職の男女の皆さんです。譲受人は、八代市松江本町の自動車運送事業及び運転代行等を経営されている方です。

事業計画は、八代市に数か所ある車両置場を1か所に集約、新事業で高齢者や障害者のための買物代行業を行う店舗と事業所の建築を計画しました。店舗・事業所建築面積は120平方メートル、普通自動車83台、大型自動車20台の駐車場です。前回の総会、農地法第5条、申請番号3番に隣接している旨、問題はないと思われまます。

続けて、代陽地区を説明致します。

申請番号6番。

申請地は、横手町の7筆、2059,20平方メートル。〇〇△△メートル付近に〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇の駐車場、〇に△△メートル付近が八代臨港線、〇に△△メートル付近に、〇〇〇〇〇。当該地において、法務局の土地図面が添付されており、計画地は宅地を含む12筆、3,164.25平方メートルのようですが、うち7筆が申請地になります。現在は耕作放棄地。

譲渡人は八代市松江城町にお住まいの男性、無職の男性。譲受人は、熊本市の不動産経営の会社です。

事業計画は、宅地化が進んだ居住環境において、共同住宅4棟の建築を計画しました。周辺は、住居に囲まれ、一部、畑に隣接しておりますが、問題はないと思えます。

申請番号7番。

申請地は、松江本町△△△番で、122平方メートル、1筆です。〇側と〇側△△メートル付近に〇〇〇〇〇〇&〇〇〇〇〇八代工場、〇側△△△メートル付近に八代東高校、〇に△△△メートル付近に〇〇〇があります。

譲渡人は高島町の事業所、〇〇〇男性。譲受人は、松江町の会社員。当該地は住居に囲まれ、排水も悪く、長年にわたり耕作できずに現在に至ります。現地を確認しておりますが、農地として利用不向きと判断致します。今回、所有者と転用者の要望が一致し、譲受人は申請地に新居を構え、子育ての生活環境を整えたいとの意向です。造成工事等、周囲に農地がないため、問題はないと思えます。

以上、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

8番、麦島。

推進委員

植柳・麦島担当の矢鉾です。申請番号8番について説明します。

先日26日に吉田委員さんと現地確認致しました。

申請地は、平成28年5月頃に譲渡人の兄が、転用許可を得ずに造成したことが判明しましたので、今回、譲受人である兄外2名に贈与し、隣接する事業者へ賃貸資材置場として利用する計画です。申請地には建物等は建築しないとのことで、付近には農地はなく、被害が及ぶ恐れはないと思います。なお、この案件には始末書が添付されております。

御審議方よろしく申し上げます。

議 長

9番、千丁。

推進委員

千丁、9番、担当委員の上原です。

6月27日、千丁農林水産地域事務所、農業委員、最適化推進委員4名で現地確認をしました。

申請地は、県道42号線古閑出千丁線、古閑浜町の〇〇〇〇から〇へ△△△メートル、水無川の近くの〇〇保育園の〇です。申請理由は、現在、貸家住まいのため、長男の二世帯を建築、また、園児の送迎で近隣に迷惑をかけますので、一部を保育園の駐車場に設けたい、との申請理由です。何ら問題はないと思います。

議 長

10番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号10番について説明します。

6月24日、本田農業委員と現地確認。3月に申請のあった隣の、空いている土地になります。住宅に接しているので、周辺の農地には支障がないものと思います。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

11番、鏡。

推進委員

鏡担当の寺本です。11番について説明をします。

貸し手の方は〇〇の方、借り手は〇〇事業者です。〇〇事業所への転用目的です。30年の賃貸借権設定です。

申請地は、県道鏡宮原線の有佐陸橋の〇△△メートル程の県道沿いです。東西は駐車場及び宅地、南側は農地になっております。農地は現在、耕作されていないようです。影響はないと思われます。

	御審議、よろしく申し上げます。
議 長	12番、鏡。
推進委員	12番について説明します。 譲渡人は無職の方、譲受人の方は自営業の方です。営業用の駐車場への移転転用目的です。申請地は既に駐車場として利用されておりますが、譲渡人の方が高齢のため、譲受人の方が、今のうちに移転転用をしておきたいとのことです。 御審議、よろしく申し上げます。
議 長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。 但し、5番の太田郷の案件は、農地転用面積が3,000平米を超えることから、県の諮問会議に、許可相当として進達します。
議 長	議案第17号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書9ページから32ページのとおり付議致します。 今月は、貸借権設定が41件、面積は23万4,804平方メートル、所有権移転が5件、面積は1万7,768平方メートルです。 これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。 なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。 来月7月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月7日木曜日と、8日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、昭和明徴町、海士江町、井揚町、高島町、高小原町、千丁町新牟田の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議 長

議案第18号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書33ページから40ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が14件で、面積は6万469平方メートル、使用貸借権設定が2件で、面積は7,996平方メートル、合計の面積は6万8,465平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第18号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議 長

議案第19号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号、非農地証明願について、議案書41ページのとおり付議します。今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1 番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が田であることが判明しました。現地は山林原野化して山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和4年6月9日に泉地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところで

す。

2 番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が畑であることが判明しました。山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和4年6月10日に坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところで

御審議をお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、泉。

推進委員

泉地区担当推進委員の岩村です。私から、1 番について説明致します。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、6月9日に松田委員さん、私、そして事務局職員で、現地を調査した結果、山林の様相を呈しており、非農地として何ら問題ないと思われま

すので、御審議方よろしく

議 長

2 番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号2 番について説明致します。

先程、事務局から説明がありましたとおり、6月10日に中村委員と事務局2 名で現地調査を行った結果、現地は30年以上前から畑として利用されておらず、山林の様相を呈しており、農地に復元するための条件が著しく困難で、非農地としても何ら問題ないと思われま

す。

御審議をお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定致します。

議 長

本日、予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出、農地法第5条の許可書の返戻願出書の届出・通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、6月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年6月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____